

# 令和6年度中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業） 公募要領

## 【1. 1版】

### 1. 事業の目的

この事業は、石川県内に本社又は事業所を置く中小企業者等に対して、外国への特許出願及び実用新案・意匠・商標・冒認対策商標出願(以下「特許出願等」という。)を支援し、県内中小企業者等における戦略的な外国への特許出願等を促進することを目的とする。

この事業のため公益財団法人石川県産業創出支援機構(以下「支援機構」という。)が行う中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)(以下「補助金」という。)交付の実施については、中小企業等海外展開支援事業費補助金交付要綱(令和6年3月28日付20240318特第8号)及び中小企業等海外展開支援事業費補助金実施要領(令和6年3月28日付20240319特第2号)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 2. 事業の対象企業者

中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者であって、石川県内に本社又は事業所を置くもの及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、石川県内に本社又は事業所を置く中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの)とする(いわゆる「みなし大企業」については、対象から除く。)。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標(商標法(昭和34年4月13日法律第127号)第7条の2に規定する商標をいう。)の登録を受けることができるもののうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会及び商工会議所並びに特定非営利活動促進法(平成10年3月25日法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)とする。

別紙「暴力団排除に関する誓約事項」記に記載されている事項に該当する者は除く。

<参考>中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者

業種分類	定 義
ゴム製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金3億円以下 又は従業員900人以下
旅館業	資本金5,000万円以下 又は従業員200人以下
製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業 等	資本金3億円以下 又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は従業員100人以下
サービス業	資本金5,000万円以下 又は従業員100人以下
小売業	資本金5,000万円以下 又は従業員50人以下

※別途政令で定める業種分類はその定義による。

### 3. 補助対象事業等

補助の対象は、次に掲げる要件に合致する中小企業者等及びその出願とする。

- (1) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者等であること。
- (2) 補助を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開

を計画している中小企業者等であること。

- (3) 先行特許調査等からみて、外国での特許権等の取得の可能性が否定されないと判断される出願であること。
- (4) 既に日本国特許庁に行っている出願（特許法（昭和34年法律第121号）第184条の3第1項、実用新案法（昭和34年法律第123号）第48条の3第1項又は意匠法（昭和34年法律第125号）第60条の6第1項の規定に基づき、日本国における出願とみなされるものを含む。以下「基礎となる国内出願」という。）を有する中小企業者等であること。
- (5) 次のいずれかに該当する方法により、基礎となる国内出願について1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約（以下「パリ条約」という。）第4条の規定による優先権を主張して、外国特許庁等へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を令和6年12月20日までに先行実績報告書等を提出可能な中小企業者等。ただし、商標登録出願については、優先権の主張をすることを要しない。
  - (ア) 当該国の法令に基づき外国特許庁への出願を行う方法。
  - (イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を国内段階に移行する方法）。この方法によるときは、第1号の規定にかかわらず、基礎となる国内出願を有しない場合には、指定国に日本国を含むことを条件とする。
  - (ウ) 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。この方法によるときは、第1号の規定にかかわらず、基礎となる国内出願を有しない場合には、指定締約国に日本国を含むことを条件とする。
  - (エ) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。
- (6) 本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。
- (7) 国及び支援機構が別に定める必要な事項に基づく書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（以下「選任代理人」という。）の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等。
- (8) 国及び支援機構等が行う補助事業完了後の5年間状況調査に協力する中小企業者等。
- (9) 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告すること。

#### 4. 補助対象経費

- (1) 外国特許庁への出願手数料  
外国特許庁への出願に要する経費
- (2) 現地代理人費用  
外国特許庁への出願をするための現地代理人に要する経費
- (3) 国内代理人費用  
外国特許庁への出願をするための国内代理人に要する経費

#### (4) 翻訳費用

外国特許庁への出願をするための翻訳に要する経費

注) 補助対象とはならない主な経費

- ・ 交付決定日以前に発生した費用
- ・ 外国特許庁への出願後の中間手続費用、登録料（審査請求や補正などを出願と同時に  
行う場合は、対象とすることが可。）
- ・ 日本国特許庁に対する優先権証明書発行に係る費用
- ・ PCT国際出願に要する費用のうち国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、  
調査手数料、送付手数料や予備審査手数料）、日本国特許庁への国内移行手数料、  
それらに関する弁理士費用等
- ・ ハーグ協定に基づく意匠出願に要する経費のうち、日本国特許庁を経由して間接出願  
を行う場合の送付手数料、日本国を指定締約国とするために支払う個別指定手数料
- ・ 日本国内における消費税及び特別地方消費税

#### 5. 補助率、上限額及び経費負担

##### (1) 補助率・上限額

①補助率：1／2以内（補助対象経費の1/2以内、かつ消費税分を除く。）

※補助対象者以外の者との共有に係る特許出願等である場合、持ち分比率又は費用負担割合  
のうち、いずれか低い方に応じて、補助対象経費が減額となる。

②1企業者あたりの上限額：300万円（複数案件の場合※）

※他公的機関が実施する当事業（海外出願支援事業）の補助金との合計額となる。また、  
（一社）発明推進協会が実施する海外権利化支援事業の補助金とは別枠となる。

##### (2) 案件ごとの上限額

①特許出願：150万円

②実用新案・意匠・商標出願：各60万円

③冒認対策商標出願：30万円

※予算額の範囲内で採択件数及び補助金額を決定するため、申請額より減額して交付決定する場合がある。

#### 6. 申請手続き

##### (1) 受付期間

令和6年5月31日（金）～6月24日（月）

##### (2) 提出方法

**郵送 又は 持参 にて受け付けます。**

申請書等は提出先へ郵送又は持参（締切当日は17時必着）に限る。

持参の場合の受付時間は、平日の9時～正午及び13時～17時。

※補助金申請システム【j Grants（j Grants）】を併用することが可能となりました。ただし、機密保持の内容を含む書類は郵送のみの受付となるため、本補助金では郵送もしくは持参と併用する必要があります。（電子申請単独では受理できません。）

電子申請の場合は「電子申請システム」[j Grants]で申請をお願いします。

申請には、認証「Gビス」によるIDの取得が必要になります。

(GビスIDの取得には2週間程度の審査期間が必要となりますのでご注意ください。)

### (3) 提出書類

#### ●チェックリスト

(該当するシートにチェックを入れて確認を行い、郵送の際に同封してください)

#### ●【特許・実用新案・意匠・商標（一般）】

- 様式第1-1 交付申請書（特許・実用新案・意匠・商標の申請用）（原本）
- 様式第1-1別紙 協力承諾書（特許・実用新案・意匠・商標の申請用）（写し）
- 「様式第1-1の添付書類」欄に記載されている書類

#### ●【冒認対策商標】

- 様式第1-2 交付申請書【冒認対策商標の申請用】（原本）
- 様式第1-2別紙 協力承諾書（写し）
- 「様式第1-2の添付書類」欄に記載されている書類

#### ●【特許出願非公開制度に関する自己確認書】

- ※特許の外国出願（PCT出願含む）についての補助金申請者で、日本でした発明について、基礎となる特許出願を令和6年5月1日以降に行うものは提出してください。
- 特許出願非公開制度に関する自己確認書（Word）

#### ●【審査上の加点措置を希望される申請者（任意）のみ提出】

- 「賃上げ引上げ計画の誓約書」および「従業員への賃上げ計画の表明書」様式、前年度の「法人税申告書別表1」
  - ・別紙1-1（（給与総額）常時使用する従業員がいる場合）
  - ・別紙1-2（（平均受給額）常時使用する従業員がいる場合）
  - ・別紙1-3（（給与総額）常時使用する従業員がいない場合）
  - ・別紙1-4（（平均受給額）常時使用する従業員がいない場合）
  - ・前年度の「法人税申告書別表1」
- 「ワーク・ライフ・バランス推進企業」
  - ※追加で資料提出を求める可能性があります。
  - ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）：基準適合一般事業主認定通知書の写し
  - ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、女性の活躍推進企業データベースで公表している企業：女性の活躍推進企業データベースの内容の写し（公表サイト、行動計画等）
  - ・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業）：基準適合一般事業主認定通知書の写し
  - ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）：基準適合事業主認定通知書の写し

様式は、支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】<https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41179855.html>

## 7. 補助事業内容

### (1) 実施期間

実施期間は、交付決定日から令和6年12月20日（金）までとする。

(2) 報告書の提出

採択企業者等は、事業完了後30日以内又は、実施期間内に実績報告書、特許等出願の詳細がわかる書類の写し、経費の根拠となる書類の写し、証明書等を揃えて提出するものとする。

(3) 補助金の支払い

支援機構は上記の報告書等の内容を確認し、補助金額を確定した後に支払うものとする。

(4) 事後評価及び効果の確認

採択企業者等は、補助を行った外国特許庁への出願について外国特許庁等からの査定ができた場合に報告書を提出するものとする。

## 8. 採択企業の決定

支援機構が設置した審査委員会において、申請書類による審査の他、必要に応じてヒアリングによる審査を実施する。

選定する際の主たる検討事項は、以下のとおり。

(1) 外国での権利取得の可能性

(2) 外国での事業展開等の計画

(3) 外国出願に必要な資金能力・資金計画など

審査結果は、申請企業者等に文書により通知する。なお、審査の経過や内容に関する問い合わせには一切応じません。

[賃上げ実施企業に対する加点措置について]

○本助成事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

- ▶ 申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- ▶ 企業が加点措置を希望する場合は、様式「申請時提出書類」に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書」及び「従業員への賃金引上げの表明書」提出により受領とします。
- ▶ 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概要説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票合計表（写し）」の提出が必要です。
- ▶ なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。
- ▶ 賃上げが1.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- ▶ なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、助成金の交付決定取消し及び助成金返還となる可能性があります。  
詳細は、誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

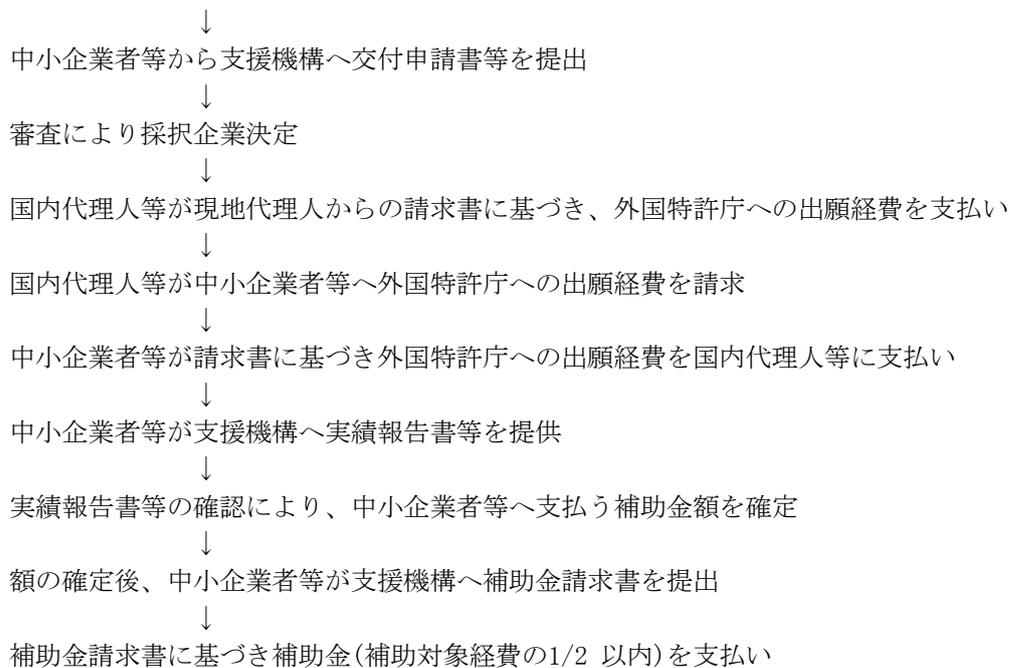
○ワーク・ライフ・バランス推進企業

以下のうち、該当するものの認定証等の写しの提出が必要です。

- ▶ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）
- ▶ 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）  
※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ▶ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
- ▶ 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

## 9. 事業の流れ

「協力承諾書」により中小企業者等と弁理士等間で協力関係を構築



#### 10. その他の留意事項

- (1) 交付決定を受けた申請者の選任代理人は、同申請者の担当者より出願に係る発注依頼のあった日付が確認できるメール文章を請求書に添付し提出すること。
- (2) 実施要領第4条第1項第5号及び第23条第2項に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等））に協力すること。
- (3) 共同出願の場合には、按分割合及び費用負担割合の確認が取れる契約書等の写しを支援機構に提出すること。
- (4) 同一の案件について、他の国費、国費を財源とする支援（補助金等）を申請中のもの、採択を受けたものは申請できない場合があります。申請する出願について、他に補助を受けている場合（受ける予定の場合）は支援機構に事前に相談すること。  
申請できない場合の例：（一社）発明推進協会が実施する外国出願補助金（海外権利化支援事業の外国出願補助金）、他の公的機関が実施する当補助金（海外展開支援事業の外国出願補助金）
- (5) 審査の結果、採択となった案件については、事業者名、所在地、権利種別等をホームページ等で公開する場合がある（機密情報に関する部分等については公開しない。）。
- (6) 実際の出願手続きにおいて、支援機構は一切の責任を負いません。
- (7) 採択企業者等は、随時活用状況を報告すること。
- (8) 支援機構は、実績報告書及び添付書類について書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書をもって通知を行う。補助対象外である特許出願等と認められた場合、事業の対象外経費が含まれていた場合、その他出願の詳細がわかる書類及び経費の支出根拠となる書類に不備が認められた場合には、補助額の全額又は一部を対象外とする。
- (9) 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならない場合には、必ず事前に支援機構へ連絡し、承認を受けること。
- (10) 実績報告書の添付資料（外国特許庁及び国際事務局（WIPO）が発行する出願受理通知や領収書等の書類）については、最低限、外国出願が受理された日、外国特許庁等が付与した出願番号及び補助対象となる外国特許庁への支払費用の日本語訳を付し、また、現地代理人が発行する請求書についても、補助対象経費となる支払費用が分かるよう日本語訳を付して提出すること。

- (11) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (12) 事業翌年度以降であっても、支援が行われた外国特許庁への出願について、外国特許庁等からの査定があった場合には、速やかに査定状況に関する報告書を提出すること。また、支援機構が随時特許等出願状況や事業化状況の報告を求めた場合には協力すること。

○問合せ先及び申請書の提出先

公益財団法人石川県産業創出支援機構

コンサルティング事業部 経営支援課 (担当：<sup>ほうたに</sup>坊谷、<sup>くろかわ</sup>黒川)

〒920-8203 石川県金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館 1階

TEL : 076-267-1244

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき